

令和2年2月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 令和2年2月10日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 令和2年2月10日(月)午後3時00分
- 3 閉会日時 令和2年2月10日(月)午後3時40分
- 4 出席委員(14名)

1番 田 中 誠 委員	2番 齋 藤 正 委員
4番 松 嶋 清 治 委員	5番 金 沢 幸 弘 委員
6番 木 村 喜 和 委員	7番 古 里 厚 子 委員
8番 小野寺 邦 男 委員	9番 久 田 伸 一 委員
10番 四 木 俊 一 委員	11番 砂 渡 精 一 委員
12番 附 田 京 子 委員	13番 沖 澤 勝 委員
14番 渡 辺 耕 一 委員	15番 金 淵 盛 一 委員
- 5 欠席委員(1名)
3番 新 山 秀 男 委員
- 6 会議に付した案件
町議案
報告第36号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第38号 農地の転用事実に関する照会について
議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第27号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
議案第28号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する適格者について
議案第29号 令和2年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃貸借料情報について
- 7 会議録署名委員
4番 松 嶋 清 治 委員 5番 金 沢 幸 弘 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員
事務局長 高 橋 宏 典 事務局次長 鈴 木 博 文
事務局主査 川 村 徹 朗
- 9 書 記
事務局主査 川 村 徹 朗

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより令和2年1月27日告示招集いたしました令和2年2月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、令和2年1月27日告示招集されました令和2年2月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

4番 松嶋 清治 委員、5番 金沢 幸弘 委員を指名します。

参与には高橋事務局長以下各職員、書記には川村主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第 11 条（法律第 24 条）の確認については、議案第 26 号
で私が該当しますので、議案審議前に退席することになります。
なお、議案第 26 号については田中職務代理者が議長として会議の進行を行います。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第 36 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 36 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」ご説明いた
たします。
農地法施行規則第 21 条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を
受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 36 号を報告済みといたします。

次に報告第 37 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 37 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」ご説明いた
たします。
農地法施行令第 22 条第 1 項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知
書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第37号を報告済みといたします。

次に報告第38号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第38号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

8番 16番の場所はどこでしょうか。
小野寺委員

鈴木次長 (場所について説明。)

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第38号を報告済みといたします。

議案審議前に、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。
(代表委員説明)

代表委員による報告が終わりましたので議案審議に入ります。

議案第26号を上程する前に、私が会議規則第11条に抵触しますので退席し、職務代理者が議長を務めます。
(金淵会長退席)

職務代理 議案第26号については、私が議長を務めますので宜しく願います。
それでは、議案第26号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。
農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。
(説明省略)

職務代理 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

9番 94番の案件についてですが、破産管財人からの農地の売買に至った経緯を
久田委員 説明お願いします。

川村主査 破産者の債務整理等の理由により、破産管財人と買受人と売買契約を結ぶに至りました。

議長 他にありませんか。

～なしの声あり～

職務代理 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第26号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理 ご異議なしと認めます。
よって議案第26号は承認することに決定いたしました。

議案第26号の審議が終了しましたので、金淵会長の入室を求めます。
(金淵会長入室)

議長 次に、議案第27号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第27号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画

(案)を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第27号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第27号は要請することに決定いたしました。

次に、議案第28号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第28号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」
贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第
1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求
める。なお、証明願が遅延し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き追加し
承認することを求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

13番 本議案の対象者はどのような理由により引き続き農業経営を行っている承認を得なけれ
沖澤委員 ばならないのでしょうか。

川村主査 農地の生前一括贈与制度を受けている方は、三年に一度、引き続き納税猶予を受ける為
に証明願を提出する必要があります。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第28号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第28号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第29号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第29号「令和2年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃貸借料情報について」
令和2年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃借料情報について、別紙のとおり決定し
公表するので承認を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第29号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第29号は承認することに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、六戸町農業委員会2月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後3時40分 】